

二戸労働基準監督署ニュース

1 新年度が始まりました

令和5年度（2023年度）が始まりました。今年度、来年度（令和6年、2024年度）には、労働関係法令について重要な改正が目白押しとなっております。来年度からの改正内容はできる限り今年度の「二戸労働基準監督署ニュース」でも複数回、掲載していきますので、ぜひ確認をお願いします。

事業場の皆様におかれましては、一つ一つ対応していただき、その中で出た疑問点については労働行政としても丁寧に対応していきたいと考えておりますので、当署や各種相談窓口の活用をお願いいたします。

2 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が上げられます

○改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が、今まで25%でしたが50%になります

➤2023年4月1日から月60時間を超えた時間外労働について、割増賃金の引き上げの対象となります。

3 STOP！熱中症 クールワークキャンペーンが始まります！

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

↑
重点取組



環境省
熱中症予防情報サイト

5月～9月の取り組み事項

◆STEP1 計測

WBGT指数計を準備し、暑さ指数（WBGT値）を測りましょう。

◆STEP2 対策

暑さ指数の低減、屋外等で暑さ自体を低減できない場合は身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょう。

前日のお酒の飲みすぎ、寝不足、朝食の未摂取など、管理者は、日々の労働者の健康状態を把握、管理しましょう。

◆STEP3 巡視

熱中症予防管理者等は巡視などにより、暑さ指数の低減策は実施されているか、各労働者が水分や塩分を取っているか、等を確認しましょう。

4 令和5年1月～3月の労働災害状況（速報値）

	製造業	建設業	道路貨物運送業	林業	小売業	社会福祉施設	全産業合計 (左記以外の業種含む)
今年	3	2	5	2	2	3	29
前年同期	9	12	4	2	4	3	47
増減率 (%)	-44	-83	+25	±0	-50	±0	-38

5 賃金のデジタル払いについて

労働者・雇用主の皆さまへ

賃金のデジタル払いが可能となります！

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が合意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が合意した場合には、一部の資金移動業者※の口座への賃金支払いも認められることとなります。

※厚生労働大臣が指定した資金移動業者（●●Payなど）のみです。

指定された移動資金業者一覧は指定後に厚生労働省ウェブサイトに掲載する予定です。

【今後の流れ】

- ・2023年4月～
資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査（数か月かかる見込み）
▼
- ・大臣指定後～
各事業場で労使協定を締結
▼
- ・労使協定締結後～
個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

▶ 注意点

- ・現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- ・賃金のデジタル払いを導入するには、まず労使協定の締結が必要となります。
- ・賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取方法の選択肢の1つです。労働者が希望しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。また、雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。

6 労働基準監督署職員の作業着が約20年ぶりに新しくなります



2023年4月以降、庁舎での窓口対応や事業場・建設現場等への訪問時に着用する予定です。

本紙に関する問合せは二戸労働基準監督署（TEL0195-23-4131）まで。